

家畜衛生だより 平成30年11月

紀北家畜保健衛生所

tel 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

tel 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

tel 0735-58-1481

家畜伝染病の発生状況及び 飼養衛生管理基準の遵守について

家畜の伝染病は多々ありますが、今回は最近の国内及び近隣諸国での発生状況、侵入リスクの高さ、経済損失の大きさを踏まえ、特に重要な4疾病について以下に紹介します。

【豚コレラ】

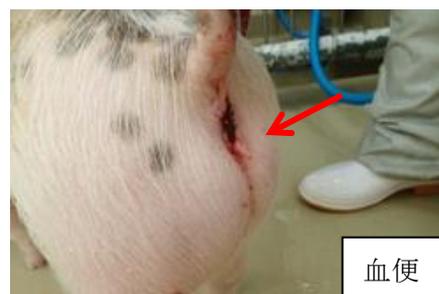
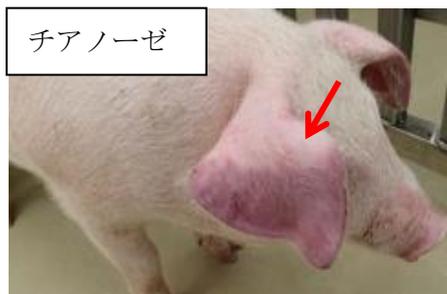
豚コレラは豚やいのししに感染する伝染病で、発熱、食欲不振から始まり、結膜炎や下痢、神経症状等を呈する致死性の高い伝染病です。今年9月に岐阜県の養豚場で平成4年以降26年ぶりに本病の発生が認められました。農場での殺処分等防疫措置は完了していますが、周辺地域の野生いのししに感染が認められており、今後も予断を許さない状況です。



(画像出典：動物衛生研究部門)

【アフリカ豚コレラ】

アフリカ豚コレラは豚やいのししに感染する伝染病で、発熱、チアノーゼ、出血性病変（皮下出血、粘血便等）を特徴とする致死性の高い伝染病です。日本は清浄国ですが、今年8月には隣国の中国で初の発生が認められました。発生は依然続いており、今現在までに58か所で確認されています（平成30年10月25日時点）。隣国での発生、また国内空港で旅客の携行品から当ウイルスが検出されており、国内への侵入が懸念される状況です。



(画像出典：動物衛生研究部門)

【鳥インフルエンザ】

鳥インフルエンザは死亡鶏の急激な増加、元気消失、チアノーゼ、皮下出血、神経症状等を呈し、さらには人への感染も認められています。中国、台湾、インドネシア等で散発的もしくは継続的に発生しています。国内では平成30年1月香川県での発生以降養鶏場では発生していませんが、千葉県野鳥の糞便からは今季初の低病原性鳥インフルエンザが検出されています。これからが渡り鳥の飛来シーズンで、今後ますますウイルスが国内に持ち込まれるリスクが高くなることから、よりいっそう注意が必要です。



(画像出典：動物衛生研究部門)

【口蹄疫】

口蹄疫は牛、豚等の偶蹄類に感染する伝染病で、発熱や口腔内、舌、蹄等に水疱、びらん、潰瘍等を引き起こします。致死率は高くないですが、伝播力が非常に強く、乳量の減少や削瘦等により甚大な経済被害を引き起こします。国内では平成22年宮崎県で発生し、その被害額は関連産業も含めれば2000億円以上ともいわれています。宮崎県での発生以降国内では発生していませんが、中国や韓国等の近隣国では散発的に発生が認められ、国内に持ち込まれる可能性は依然十二分にあり、まだまだ油断できない状況です。



(画像出典：動物衛生研究部門)

【飼養衛生管理基準の遵守について】

上記疾病はもちろんのこと他疾病から経営を守るためにも、以下の項目に注意し飼養衛生管理基準の遵守に努めましょう。

<飼養衛生管理基準遵守項目>

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
 - 家畜保健衛生所や農水省の情報等により国内外の伝染病発生状況を把握
- 衛生管理区域の設定
 - 病原体侵入防止のため畜舎やその周辺施設を管理区域に設定
- 衛生管理区域への病原体持ち込み防止
 - 部外者の立ち入り禁止、車両の消毒、専用服、靴の設置
- 野生動物による病原体の侵入防止
 - 給餌、給水場への野生動物の排泄物混入防止、ネット等の設置による侵入防止
- 生肉を含む可能性がある食品残渣飼料を給与する場合
 - 必ず加熱して与える
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 舎内、器具の定期的な清掃・消毒、密飼いの防止等
- 家畜の健康管理の実施
 - 毎日の健康観察、特定症状が確認された場合の早期通報、出荷停止等
- 埋却等の準備
 - 土地の確保（成牛1頭当たり5㎡、豚1頭当たり0.9㎡、鶏100羽当たり0.7㎡）
- 感染ルートの早期特定のための記録の作成と保存
 - 入退場者の名簿作成等
- 大規模所有者に関する追加措置
 - 獣医師等による健康管理指導、通報ルールの作成等

ご不明な点等ございましたら、

最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。